

介護保険制度における軽度者（要介護１・２）に対する生活援助サービスや福祉用具貸与等の給付の見直し等に関する意見書

昨年６月３０日、「経済財政運営と改革の基本方針２０１５」（骨太方針）が閣議決定された。この方針には、次期介護保険制度の改革に向けて「軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う」ことが盛り込まれている。

現在、次期の改革に向けて、社会保障審議会介護保険部会において、検討が始まったところである。制度の見直しにあたっては、地域包括ケアシステムの構築、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組むことが重要であることは言うまでもない。しかし、今回見直しが検討されている軽度者に対する生活援助サービスや福祉用具貸与等は、本区においても多くの区民が利用しており、住み慣れた地域で自立した生活を送るために必要不可欠なサービスであり、これまでどおり利用者等の負担軽減を図り、安心して利用できることが重度化の予防にもつながるものである。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、軽度者が在宅で安心して暮らせるよう、生活援助サービスや福祉用具貸与等を引き続き介護保険給付とするとともに、その他の制度の見直し等については、軽度者への影響などにも十分に配慮し、慎重な検討をすることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成２８年６月２８日

江東区議会議長 堀川幸志

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
行政改革担当大臣
社会保障・税一体改革担当大臣

} あて